

フロンティアファーマー認定要領

1 目 的

郡山市（以下、「市」という。）では、市をはじめ「こおりやま広域圏連携中枢都市圏（以下、「広域圏」という。）」の農林水産業の振興を図るため、広域圏内において特徴的な活動を行う農林水産業者（以下、「農家等」という。）を認定し、農家等が行う活動や生産物等、その魅力を広く消費者に周知することにより、農家等と消費者双方の共感を醸成し相互交流を促進するとともに、生産物等の販売促進を図る。

2 条件及び認定等

（１） 市は、以下の全ての条件に合う農家等個人及び法人を「フロンティアファーマー」と称する。

- ア 広域圏で２年以上継続して農林水産業に従事している者
- イ 現下の農業情勢に対応し、生産から販売まで意欲的に取り組んでいる者
- ウ 自らが生産した生産物等の情報発信に現在取り組んでいる、又は今後取り組む予定である者
- エ 市が別に定めるフロンティアファーマーズ設置要領に基づき、所定の活動を行う者
- オ その他、市が実施する事業等に積極的に協力する者

（２） 市は、前項に該当する者を以下の手続きによりフロンティアファーマーとして認定する。

- ア 認定を希望する者は、所定の様式（別紙１）に必要事項を記入、又は電子申請により園芸畜産振興課まで申請する。
- イ 市は、アの申請を受けた場合速やかに内容を審査し、前項の条件を満たすと認められる者を認定する。

（３） 市は、（１）に定める条件に合致し本要領施行前から活動を行っている農家等をフロンティアファーマーと認定することができる。ただし本要領施行後は、（２）の手続きによるものとする。

（４） 認定を受けた者が認定の解除を希望する場合は、所定の様式（別紙２）に必要事項を記入し園芸畜産振興課へ提出する。

（５） 市は、（４）の提出を受けた場合、速やかに解除を認める。

3 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市及び当該農家等の協議により決定する。

附 則

この要領は、令和6年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。